

発行日 2026 年 10 月 1 日

隣 組 回 覧



「よろずなんでも相談所」開設のご案内

～毎日の暮らしの中でお悩みはありませんか？～

「いじめ・体罰」などに関する問題、家庭内における様々な問題、プライバシーに関する問題などの心配ごとに、人権擁護委員が丁寧に相談に応じます。

お気軽にご相談ください。なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時 2026 年 10月20日(火)

午前10時～正午

※事前の予約が必要です

場所 須坂市人権交流センター

問合せ先
人権に関する総合相談窓口
須坂市人権交流センター
電話
026-245-0909

●他市町村の特設相談所でも相談ができます。

日程	相 談 時 間	開 催 場 所
7 日 (水)	午後1時30分～3時30分	小布施町 北斎ホール
15 日 (木)	午後1時30分～3時30分	高山村役場
30 日 (金)	午後1時30分～4時	千曲市 稲荷山公民館

★以下のとおり電話での法務局相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

みんなの人権 110 番 0570-003-110
こどもの人権 110 番(通話料無料) 0120-007-110
月～金(祝祭日・年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分

長野人権擁護委員協議会、長野・飯山地域人権啓発活動ネットワーク協議会



須坂市人権交流センターに「総合相談・女性相談窓口」を開設しています。
月～金(祝祭日・年末年始除く) 午前9時～午後5時
電話 026-245-0909

裏面の人権啓発コーナーをご覧ください。

長野県人権尊重の社会づくり条例 を制定しました（令和8年7月13日公布）

～誰もが当たり前に、その人らしく暮らすことができる
人権が尊重される社会の実現に向けて～

人権侵害行為の禁止を明記

他人に対する、次に掲げる行為の禁止を規定しています

差別的取扱い・差別的言動の禁止

人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい、感染症等の疾病、職業などを理由とする差別的取扱いや差別的言動を禁止します

権利利益を侵害する行為の禁止（※1）

誹謗中傷、いじめ、虐待、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、プライバシーの侵害、アウティング（※2）などの他人の権利利益を侵害する行為を禁止します

※1 代表的な行為を列挙しているものであり、例えばドメスティック・バイオレンス（DV）やカスタマーハラスメントなど、あらゆる他人の権利利益を侵害する行為を禁止しています。

※2 アウティングとは、個人の性的指向、ジェンダーアイデンティティ等に関することを当該個人の同意なく、第三者に知らせることであって、当該個人の人格又は尊厳を害することとなるようなものを言います。

人権が尊重される社会づくりに向けた基本的施策

県は、人権が尊重される社会づくりに必要な以下の施策を積極的に推進します

- 人権教育及び人権啓発
- 市町村、関係団体等からの意見の聴取及び県民意識の調査
- インターネット上の誹謗中傷等に関する情報による人権侵害の防止
- 緊急事態における人権侵害行為の防止

県民・事業者の皆様へ

県民・事業者の皆様は人権が尊重される社会づくりの重要な担い手です

県民の皆様へ

相互に人権を尊重するとともに、県が実施する人権施策へのご協力をお願いします。（条例第3条）

事業者の皆様へ

事業活動を行うに当たっては、従業員等の関係者の人権を尊重するとともに、県が実施する人権施策へのご協力をお願いします。（条例第4条）



長野県人権啓発キャラクター
「こころちゃん」

条例の詳細は県ホームページをご覧ください

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/jinkenjorei.html>

